

宮崎県地域を支えるNPO草の根活動支援事業費補助金  
(宮崎県NPO草の根活動支援事業)  
募集要領

宮崎県では、宮崎県地域を支えるNPO草の根活動支援事業費補助金（草の根活動支援事業）（以下「補助事業」という。）の対象となる事業について、募集を行います。本事業の目的、補助対象事業、応募方法等は以下のとおりです。

なお、補助事業として選定された場合には、宮崎県地域を支えるNPO草の根活動支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従って手続き等を行っていただくこととなります。

このため交付要綱についても必ず確認の上、応募いただきますようお願いいたします。

1 事業目的

特定非営利活動法人の新型コロナウイルス感染症により様々な困難に直面する県内の人・団体・地域への支援活動を促す目的から実施する活動に対して補助金を交付するものとする。

2 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症により様々な困難に直面する県内の人・団体・地域の支援活動を行う特定非営利活動法人の活動に対する補助

(対象となる活動の例)

- ・休校時のこどもの学習を支援する居場所づくり
- ・引きこもり等支援のためのコミュニティ食堂の運営や宅食
- ・失業した外国人労働者に対する食料の配布や相談窓口の設置
- ・医療用ガウンやマスクの作成プロジェクト

※上記は事例であり、本事業の目的・趣旨に沿った事業について、幅広く募集を行うものです。

3 応募資格

次の要件を満たすもの

- (1) 宮崎県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人であること。
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条に違反していないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 補助事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

5 選定予定法人数  
10～15程度

6 補助額  
1法人当たり補助上限額120万円（消費税及び地方消費税額込み）

7 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	補助率
報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費）、備品購入費、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料その他知事が必要と認める経費	10／10以内

8 事業期間  
原則として交付決定日から令和3年3月31日まで

9 応募期間及び申請方法

(1) 応募期間

令和2年8月13日（木）から9月14日（月）まで  
持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）により、令和2年9月14日（月）午後5時 宮崎県生活・協働・男女参画課必着

(2) 応募書類

- ① 応募書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 事業実施のイメージ図（A4 1枚程度 任意様式）
- ④ 収支予算書（様式3）
- ⑤ 法人の目的等についての申出書（様式4）

(3) 留意事項

- ① 提出された応募書類一式は、返却いたしません。
- ② 応募にかかる費用は、応募者の自己負担となります。

(4) 提出先

郵便番号 880-8501  
宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県 生活・協働・男女参画課 協働推進担当  
電話(直通)：0985-26-7048

F A X : 0985-20-2221

メールアドレス : seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

## 10 選定方法

県が書面審査による審査会を実施し、補助対象者を決定します。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

審査結果は、個別に御連絡するほか、決定したグループについては、宮崎県NPOポータルサイトで公表します。

## 11 審査基準について

審査は、次の項目の審査基準で実施します。

- (1) 活動の領域（事業内容が適切か。）
- (2) 活動の効果（事業の成果があがるものか。）
- (3) 実施可能性（事業計画、経費、人員等の妥当性）
- (4) 公益性（公益性、社会貢献性が高いか）
- (5) 継続性（事業の継続可能性があるか）

## 12 補助事業に関する留意事項

### (1) 交付決定

提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適切と認められたものについて交付決定を行います。

交付決定において必要があるときは、補助事業の内容等について条件等を付す場合があります。

### (2) 補助金の支払い

原則として精算払いとしますが、必要に応じて概算払いをすることができます。

### (3) 事業報告

事業終了後、すみやかに、活動内容、成果等を記載した事業実績報告書を提出していただきます（令和3年4月20日を最終期限とします。）。

## 13 問い合わせ先

宮崎県 生活・協働・男女参画課 協働推進担当

電話(直通) : 0985-26-7048

メールアドレス : seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp